長 野 県 環 境 審 議 会 議 事 録

日 時 平成27年5月26日(火) 午後1時15分~4時7分まで 場 所 長野県庁西庁舎301号会議室

司会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境政策課企画幹の篠原長久でございます。会長の選任までの間、司会進行をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、4月1日より2年間の任期で、長野県環境 審議会の委員にご就任いただくことになりました。委嘱状につ きましては、大変恐縮ですが、皆様の前に置かせていただいて おりますので、よろしくお願いします。

始めに、青柳環境部長からご挨拶を申し上げます。

青柳部長

環境部長の青柳郁生です。

皆様には、平素から、長野県の環境行政の推進について、格別 のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、今回は公私ともにご多用なところ、長野県環境審議会の委員

をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

4月からの2年間、委員の皆様方には豊富な知識と経験により、 幅広い見地からご審議をいただきますようお願い申し上げます。

さて、今日の環境問題は、廃棄物による環境負荷から地球温暖 化の進行や生態系の劣化など、県民生活に直接関わる身近なこと から地球規模に至るまでの広がりを見せており、県民の皆様によ る関心の高さを日々感じるところであります。

このような中、県民の貴重な財産である本県の美しく豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくことが極めて重要で、かつ強く 求められております。

本年度は、「長野県総合5か年計画~しあわせ信州創造プラン~」及び『参加と連携で築く 豊かな循環・持続可能な信州』を基本テーマとした「第三次長野県環境基本計画」が折り返し点を

迎えることから、成果を上げることにこだわりを持ち、県民、事業者、行政など、あらゆる主体の参加と連携により、持続可能な社会の構築に向けた様々な取組を推進してまいります。

本日は、これら取組のうち、「特別指定希少野生動植物の指定について」の答申をいただくとともに、「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)の策定について」ほか5件を本審議会に諮問させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、豊かな知識と経験により、大 所・高所からご審議いただくようお願い申し上げ簡単ではありま すが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

司会

次に、本日お手元にお配りいたしました資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日の会議資料は、会議次第と委員出席名簿の他に、事前に配布させていただきました別紙1、資料1-1、1-2、資料2、資料3、資料4-1、4-2、資料5、資料6、資料7-1から7-4、資料9及び資料9でございます。ご確認をお願います。

最初の審議会でありますので、委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。ただいま着席されている順で太田委員さんからお願いします。

(太田委員から席順により自己紹介)

本日都合により、浦野邦衛委員、羽田健一郎委員及び柳平千 代一委員が欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申 し上げます。また、林和弘委員は現在県庁で別の会議に出席し ており、終了次第本審議会に出席予定となっております。 次に幹事の自己紹介をさせていただきます。

- ・ 環境政策課長の久保田俊一です。(立って礼をする。)
- ・ 環境エネルギー課長の長田敏彦です。(立って礼をする。)
- ・ 水大気環境課長の中山哲徳です。(立って礼をする。)
- ・ 生活排水課長の清澤 眞です。(立って礼をする。)
- ・ 自然保護課長の山﨑 明です。(立って礼をする。)
- ・ 資源循環推進課長の宮村泰之です。(立って礼をする。)
- ・ 鳥獣対策・ジビエ振興室長の宮 宣敏です。

(立って礼をする。)

司会

次に、ここで環境審議会の概要につきまして、久保田環境政 策課長からご説明させていただきます。

久保田環境 政策課長

始めての委員さんもおられますので、環境審議会の概要につ いてご説明申し上げます。資料1「長野県環境審議会の概要に ついて」をご覧ください。設置目的は、p 1, 1に記載したと おり、「長野県内における環境の保全に関する基本的事項等を 調査審議していただくため」であります。その設置根拠は、長 野県環境基本条例第25条でございます。p2~3に環境基本条 例の審議会に関する部分の抜粋をつけてございます。p 2の中 ほどに25条がございまして「合議制の機関として長野県環境審 議会を置く」としています。3の主な審議内容につきましては、 ①から⑦まで記載がしてありますが、環境関係全般にわたって 幅広くお願いしています。4の審議の仕組みですが、環境基本 計画を始めとして、3の表の右欄に記載の計画の策定や、特定 の区域の指定を行う場合、それぞれ根拠となっている条例等に 基づきまして、県が環境審議会に諮問し、この審議会で調査審 議をしていただくことになります。諮問を受けた後の審議の仕 方としましては、環境審議会の場だけで調査審議し結論を得て 県に答申する方法と、更に専門的な検討が必要であると認めら れる場合については、別途専門委員を任命し、専門委員による 調査検討を行い、その検討結果をこの審議会に報していただ き、審議を行っていただいた後、審議結果を県に答申するとい う方法とがあります。

また、審議事項ではありませんが、適宜重要事項につきまし ては、本審議会に報告させていただきたいと思います。4の図 の下の方をご覧ください。「温泉審査部会」ですが、環境基本 条例第31条、p3になりますが、第1項の規定により「温泉 法の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するた め、審議会に温泉審査部会を置く」こととされております。ま た、第5項の規定によりまして、温泉審査部会の審議事項につ きましては、部会の決議をもって審議会の決議とすることとし ておりますので、ご承知置きください。p2の28条をご覧くだ さい。この後お願いしますが、環境審議会の会長につきまして は、委員が互選いただくことになっております。また、29条第 1項をご覧ください。今日ご出席いただいていますが、特別委 員の設置規定でございます。p4をご覧ください。環境審議会 の運営要綱でありまして、審議会の運営に関して規定してござ います。第3条をご覧ください。会議は原則公開となっており ます。また、第5条にありますが、議事録を調製することとな っており、第6条のとおり議事録署名委員2名を議長が指名し

ます。指名された方には、議事録に署名していただくことになりますので、ご協力をお願いいたします。この議事録でありますが、逐語的に作成しまして、発言者の氏名とともに、県のホームページに掲載いたしますので、ご承知置きください。なお、特別委員の審議案件につきましては、p5の別表のとおりであります。説明は以上です。

司会

本日の審議会は、現時点で委員数18名に対しまして、出席者 14名(林委員を除く)で過半数のご出席をいただいております ので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議 が成立しておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に、まず会長の選出をお願いしたいと思います。

会長の選出につきましては、「長野県環境基本条例」第28 条第1項の規定により、委員の互選によることとなっておりま すが、いかがいたしましょうか。

織委員

平林公男委員におかれては、前の任期から環境審議会の委員に ご就任いただき、さらには会長並び議長をお勤めいただき、水資 源保全地域の指定や希少野生動植物保護回復計画の策定など、議 長として円滑かつ慎重な審議会運営のもと、答申の取りまとめに ご尽力いただきました。是非、平林先生にお願いしたいと思いま す。

司 会

ただいま平林公男委員さんの推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

司会

ありがとうございます。

それでは、平林公男委員さんに会長をお願いしたいと思いま す。

平林委員さん、会長席へお願いします。

(会長席へ移動)

司会

それでは、会長さんにご挨拶をお願いいたします。

平林会長

ただいま、ご推薦いただき、会長に選任されました 平林公男でございます。微力ではございますが、委員 各位の御協力をいただき、長野県環境審議会会長の務 めを果たしてまいりたいと存じますので、よろしくお 願い申し上げます。

さて、今日の環境問題は地球温暖化、生態系の劣化、 廃棄物による環境負荷など地球規模で進行し緊急に取り組むべき課題されている中で、本県の美しく豊かな 環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくこと が極めて重要なことと認識しております。

これらの環境問題に対して、豊富な知識と経験をもとに、様々な角度から総合的に、また、深く掘り下げて審議することが、当審議会に課せられた任務であると考えております。

現在も当審議会には、「特別指定希少野生動植物の指定」について諮問されており、さらに「希少野生動植物保護回復事業計画の策定」、「水資源保全地域の指定」及び「長野県廃棄物処理計画(第4期)の策定」などについても本日諮問される予定となっているなど、当審議会は、長野県の環境行政を推進していく上でも、非常に重要な役割を担っているものと考えております。

委員の皆様には、当審議会の運営に格別の御協力をいただくことを重ねてお願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

司会

それでは、さっそく審議をお願いいたします。

本日の議題についてでございますが、審議事項といたしまして、「特別指定希少野生動植物の指定について」の答申案件1件と「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)の策定について」、「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、「水資源保全地域の指定について」、「希少野生動植物生息地等保護区の指定について」、「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」及び「長野県廃棄物処理計画(第4期)の策定について」の諮問案件6件と「長野県環境影響評価条例の見直しについて」と「温泉審査部会について」の報告2件でございます。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の 規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長さ んに議事の進行をお願いいたします。

平林議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様

のご協力をお願いいたします。

審議に先立ちまして、会長代理を指名させていただきます。 「長野県環境基本条例」第28条第3項の規定により、会長代 理は会長が指名することとなっていますので、指名をさせてい ただきます。

それでは、別府桂委員に会長代理をお願いしたいと思いま す。よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、太田信子委員と小川朱実委員にお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから審議に入ります。

審議事項アの「特別指定希少野生動植物の指定について」の 答申案でございます。

本案件につきましては、前回の審議会で諮問をいただきましたが本日は、その後の専門委員会での検討結果についてご報告をいただき、さらに審議を行いたいと思います。

それでは、「特別指定希少野生動植物の指定について」幹事より説明をお願いいたします。

山﨑自然保 護課長 自然保護課長の山﨑でございます。資料1-1をお開きください。今回、答申いただきたい案件は、特別指定希少野生動植物の指定についてでございます。その対象種は、アカハネバッタでございます。写真がほぼ実物大でございまして、翅を広げますと後翅が赤いのが名前の由来でございます。全国的にみても非常に希少な昆虫でして、長野県内では過去50年間生息の記録がございませんでした。そうしたことから2005年版のレッドリストでは絶滅種の扱いとしていましたが、この度レッドリストの改訂を10年振りに行う中で新たに生息が確認されたものでございます。全国的に見てもここ30年ほど生息の記録がなく、極めて貴重なバッタでございます。

資料の1-2をお開きください。今回、この特別指定希少野生動植物に指定します根拠法令は「長野県希少野生動植物保護条例」でございまして、平成15年3月に公布しております。現在こうした条例を持っておりますのは、全国でも31都道府県のみとなっております。

そうした中で専門家の先生方の知見を踏まえながら、レッド リストに記載されている希少種の中で、特に法規制が必要なも のに対して逐一指定を進めております。

現在、指定種は72種類に及んでおります。これは全国で一番の指定数でございまして、第2番目が長崎県の54種であり、い

かに長野県が多様な生物に対して、保護の取組を行っているかの証と思っております。

この希少野生動植物の中でも、とりわけ捕獲圧等から守られなければいけない、捕獲を禁止するものを、特別指定希少野生動植物という形で指定している現状でございます。

1枚資料をお開きいただきますと条例施行以降、15年度からまずは植物、16年度は脊椎動物、無脊椎動物いわゆる昆虫について17年度に指定してきたところでございます。最近ではフサヒゲルリカミキリを平成22年度に特別指定希少野生動植物に追加指定した経過がございます。

今回はこのアカハネバッタにつきまして、特別指定希少野生動植物の指定をお願いするものでございます。指定理由の2番にございますけれども、非常に愛好家がたくさんおりまして、ロシア等海外に捕獲のために渡航するなど、非常に捕獲圧に晒されやすい種でございます。そうしたことから、この対象種が発生期を迎えます6月末から7月には捕獲の禁止措置がなされるように急を急いで、特別指定希少野生動植物の指定をお願いしてきたところでございます。

次ページの5番にございますが、こうした種は全国的に愛好家が非常に多いということで、環境省で種の保存法の指定を今年度検討いただきまして、全国レベルでの規制をかけるべく、今手続を検討いただいているところでございます。

いままでの経過でございますが、3月25日に諮問をさせていただきまして、パブリックコメント、専門委員会の各先生方に御相談をいたしまして今回の答申案件となった次第でございます。そうした中で、パブリックコメントといたしましては3ページの下にございますが、2件ご意見をいただきました。

いずれも指定については、賛成であるという意見でございました。ただ、非常に特殊な種ということでできるだけ地域個体群として今後は指定していったほうがいいという意見を頂戴しましたので、今後の中で生態をさらに深く解明する中で、そうした方向にゆくゆくは向かっていきたいと思います。

専門委員会の中ではそれぞれの先生方から様々な御意見をいただきました。上段のところに委員会としての意見をまとめてございます。この特別種の指定は必要であるとの御意見をいただいてございます。ただし、この種は生態が明らかになっていないので、その生態の解明とともに保全保護対策を強化していく必要があるという御意見を賜りました。

今後は保護回復事業計画等を本種において策定したいと思っております。まずはとにかく捕獲圧にさらされないように捕獲の禁止行為をもった特別指定希少野生動植物の指定をお願

いするものでございます。説明は以上でございます。

平林議長

今御説明いただきましたように、本案件につきましては答申 案ということで、実はひとつ前の審議会で様々な御議論をいた だき、さらに、専門部会で、様々御議論いただいた結果を、御 報告いただいております。したがいまして、ここでは今挙げて いただいた報告に、大きな点が落ちている、あるいはこうした らもっと良くなる、というようなことを、ここでは挙げさして いただくということで、基本的な議論を終えて答申案にしたい と思います。何か御意見があればお願いします。

小川委員

一点お聞きしたいのですが、長期的には地元の協力が必要かと思いますけれでも、サポートとして、自然保護レンジャーの人たちが活躍していますが、こういった方たちとの協力体制を検討したらどうでしょうか。

山﨑自然保 護課長

監視体制としては希少野生動植物の監視員がおりまして、こういう皆さんと連携しながら、特に注意すべきところの見回りは一緒にやってもらっております。今後の中でレンジャーの方々等についてもさらに連携を深めていきたい。

平林議長

他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

只今委員の皆さんから御意見をいただきました部分につきまして、反映できるところは反映し、答申とさせていただくということでよろしいでしょうか。

なお、字句等の修正につきましては、会長に一任いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

平林議長

それでは、審議事項(ア)の「特別指定希少野生動植物の指定について」につきましてはそのように答申することといたします。

今度は審議事項の(イ)ということで、目次を見ていただいても分かりますけども、これから以降は諮問という事になります。諮問というのは、先ほど説明をいただいた通り、この場で様々な御意見を頂いて、またその御意見を踏まえて専門委員会、あるいはこの中で議論を頂くというものです。先ほどとはちょっと議論いただく段階(時期)が違ってきておりますので、そういう位置づけでご意見いただきたいと思います。審議時間はいいですね。

第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)の策定につい ての諮問でございます。本件は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第7条の2で準用する同法第4条第4項の 規定により、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を策定する にあたり、当審議会からの意見を聴くものでございます。それで は幹事から説明をお願いします。

宮鳥獣対 興室長

鳥獣対策・ジビエ振興室長の宮と申します。私の方から説明を 策・ジビエ振しさせていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきま すので失礼します。

お手元の資料2をお願いいたします。

第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)の策定につ いてでございます。

最初にめくっていただきまして、裏面の2頁の方で今回策定い たします第二種特定鳥獣管理計画制度の概要について説明をさせ ていただきます。

1の根拠法令でございますが、第二種特定鳥獣管理計画は、一 部が改正されまして、今週末、5月29日に施行されます、鳥獣の 保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2の規定 に基づきまして、1 (1) に記載しましたとおり規定されている ものでございます。生息数が著しく増加している鳥獣、又は、生 息地の拡大がしている鳥獣などが管理が必要な場合に、都道府県 知事が計画を策定できるとされているものでございます。

次に下の方にいきまして2の計画策定と管理実施の手順でござ います。記載のとおり、生息状況調査などを実施いたしまして、 その結果を踏まえて計画(案)を作成し、本審議会や特定鳥獣保 護管理検討委員会などで御審議をいただいた後、県民の皆様から ご意見を頂戴いたしまして、計画を策定するという手順でござい ます。

その後、策定した5か年間の計画に基づきまして、捕獲対策や 被害防除対策などを計画的に進めまして、農林業被害の軽減や野 生鳥獣の安定的な維持を図るということで、人と野生鳥獣の共存 を実現に取り組んでいく計画でございます。

次に3頁の参考資料2をお願いいたします。

3月25日に開催されました環境審議会で御答申をいただきまし て、今週末の改正法の施行に合わせまして5月29日から変更をさ れます現行の第二種特定鳥獣管理計画(第3期ニホンジカ管理) の概要でございます。

1の計画期間でございますが、平成 28 年3月 31 日までとなっ ております。残り今年度1年間ということで、今回、平成28年4 月1日を始期とする新たな計画の策定につきまして、諮問をさせ ていただくものでございます。

一番下の6にいっていただきまして、推定生息頭数でございますが、生息状況の調査の結果から、平成22年度時点で県全域におきまして104,666頭プラスマイナス61,256頭のニホンジカが生息していると推定したところでございます。

そこで、生息密度を低下させるため、次の4頁でございますが、 7のとおりですね、毎年度 25,000 頭から 35,000 頭のニホンジカ の捕獲目標を設定して捕獲対策に取り組んでまいりました。

また、9の管理の施策でございますが、(2)のところで新たに法 改正に基づきまして創設されました「指定管理鳥獣捕獲等事業」 を変更計画に盛り込みまして、本年度、標高の高い地域などで、 長野県が 5,000 頭のニホンジカの捕獲を行う取組などを進めるこ とにしております。

続きまして5頁の参考資料3を御覧いただきたいと思います。 計画に基づく捕獲目標の達成に向けた取組でございます。

下の方にいっていただきまして、表 1 捕獲スケジュールと実績の表でございます。平成 22 年度の推定生息頭数 10 万5千頭を、平成 27 年度末に3万5千頭に減らすため、記載のとおり(A),(B)の欄でございますが、捕獲目標を設定して捕獲に取組んでまいりました。

捕獲実績につきましては、(C),(D)の欄でございまして、達成率は下段に記載のとおり、総数では目標を達成しているものの、より影響が大きいメスジカの捕獲頭数が目標に達していないため、平成27年度の捕獲計画頭数を、総数で4万頭、メスジカ2万9千頭と更に引き上げまして、目標の達成に向けて取組を強化していくことにしているところでございます。

それでは、最初の1頁に戻っていただきまして、本日諮問をさせていただきます「第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)」の策定の概要について説明をさせていただきます。

1の策定の目的でございますが、ニホンジカにつきましては、 県の中南部を中心に、古くから生息しておりましたが、近年は県 内の広い範囲で、生息数が大幅に増加しているといった状況で、 農林業や自然生態系に深刻な影響を及ぼしておりますことから、

「鳥獣保護管理法」に基づいて、5か年間の管理計画を策定して、 捕獲及び防除を中心とした総合的な対策を進めてまいったところ でございます。

先ほど説明しましたが、現行の計画期間が本年度末に終了いた しますことから、本年度内に平成28年度を期首とする新たな5か 年計画を策定するものでございます。

2の計画期間でございますが、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 カ年間を予定しております。

3の現行計画の概要は、先ほど説明させていただいたとおりで ございます。

4の策定スケジュールでございますが、本審議会の下に検討委員会とございますが、環境審議会の専門委員会として設置されます「特定鳥獣保護管理検討委員会」での検討をお願いするとともに、その下に「専門部会」を設けまして、専門家の意見をお聞きして、検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、表の一番下でございますが、6月から来年1月まで、全県でのニホンジカの生息状況調査を実施いたしまして、その結果を踏まえまして、中段「特定鳥獣等保護管理検討委員会」及び「ニホンジカ専門部会」で、専門的な見地からのご検討をいただきまして、計画内容を検討させていただいて、1月の審議会において中間報告をさせていただきたいと思っております。

その後、2月に県民意見の募集や関係機関への協議を含めまして行いまして、3月の審議会において御答申をいただき、平成27年度中に計画を策定する計画で進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

平林議長

はい。ありがとうございました。今、ご説明いただきましたけども、何かご意見・ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思います。

はい。小川委員さんどうぞ。

小川委員

ニホンジカの捕獲に関わる認定事業者の話がありましたけども 認定基準についてはどうなりましたか分かりますでしょうか。

平林議長

幹事の方から説明をお願いします。

宮 鳥 獣 対 策・ジビエ振 興室長

認定鳥獣捕獲等事業者制度というのが、法改正に基づきまして、この施行される5月29日から実施されることとなっております。その内容につきましては、詳細が決まりましてですね、今週28日位になりますかね、プレスリリースをして公表したいと考えているところでございます。

細かい基準はですね、色々ございますが、主にですね、認定される皆さんのですね、安全確保を図るための体制ですね、それから、技能とか知識がきちんと有しているかどうか、それから、従事する皆さんへの研修がしっかりできているかどうかなどですね、そういう基準がございまして、先般ですね、環境省の方でそういうものの取得ができる研修会をですね、開催を始めたところ

でございます。県としてもその辺につきまして、しっかり皆さんに PR してですね、5月 29 日から認定を受け付けるという事でアナウンスをさせていただいて取組を進めていくところでございます。

平林議長

よろしいですか。はい。他にいかがでしょうか。

福江委員

2つ質問がございます。

1つは先ほどのお話の中で標高の高いところでの捕獲 5,000 頭ということなのですが、この標高の高いところというのは、大体どれ位、どの程度のところを想定されているかということとですね、後、実際捕獲が今進められている中で、かなり捕獲の目標頭数というのを達している年が多くて、ただメスジカがまだ捕獲目標に達しないという事なんですけども、この原因の1つとして、私自身が思うのは、今かなりくくりわなでシカが捕獲されております。くくりわなの場合、オスメス問わず、実際掛かってしまいますし、カモシカですとかクマですとか他の野生動物の錯誤捕獲も多い状況だと思われますので、くくりは今現在、捕獲の方法としては、くくりわなに依存している部分は大きいと思うんですが、今後5頁の下にシャープシューティングとありますけども、銃猟による捕獲の頭数の増加を目指していくという方向が考えられないかということです。

平林議長

幹事からよろしくお願いします。

宮 鳥 獣 対 策・ジビエ振 興室長

最初の標高の高いところという事で、どの位の所かというご質問でございますが、それについては、特段決めてはございません。分かりやすく標高の高いところと言ったんですけれども、実はですね、標高の高いところというか距離が遠くてですね時間がかってしまうところ、例えば、美ヶ原とか高ボッチとかですね、そこに行くまでに1時間もかかってしまうということになりませと、現在市町村が行っている捕獲では、1頭いくらという報奨金等を出しておりますので、そういうものではそんな遠くまで行って、時間のかかるところまで行って非効率な事をやる人は居ないので、その部分の捕獲が中々出来ない、出来てきていないということで、そこの部分をカバーするために、県が標高の高い時間がかかるところでもちゃんとお金を出してやってもらうという事でございますので、特段何mとは決めておりませんで、地域毎にそういう場所を選定してやっていくということでございます。

それから目標頭数についてですね、くくりわなでメスジカオスジカの選別が出来ないというのはおっしゃるとおりでございま

す。メスジカの目標が達成できなかったのは正にそこでございま して、計画の立てた平成22年当時はくくりわながまだ普及してい なかったというか、それでたくさん獲っていなかったので、銃で メスを選んで獲りましょうという事で計画を立てたところでござ います。ただ実際やってみますとですね銃による捕獲効率という のは非常に悪いんですね。捕獲効率をどんどん伸ばしていきたい という中にあっては、銃を進めたんでは捕獲頭数が伸びない。銃 の場合は、銃の猟をする方の数を飛躍的に増やさないと達成でき ないことになりますが、実際にはそういう方は減少しつつあると いう事で、どうしても効率の良いわなに頼らざるを得なかったと いう事でございます。そういったことで、捕獲頭数は伸ばすこと は出来たんですが、メスの捕獲は足りないという事がございます。 それから今後はですね、それだけではなくてですね、だんだん密 度が低いところもだんだんシカの生息が拡がってきているところ もございます。そういうところで効率的に獲るためには、今度く くりわなは効率が非常に悪いという事になりますので、銃による 効率的な捕獲方法を追及していきたいということで、本年度から その辺も取り組んでいくという事にしているところでございま す。

平林議長

よろしいですかね。

福江委員

すいません。先ほどの標高の高いところでという話ですけども、 今後認定制度を使ってそういう所で専門の人たちに獲っていただ くというような考えでよろしいですかね。

平林議長

はい。幹事の方から説明をお願いします。

宮 鳥 獣 対 策・ジビエ振 興宰

はい。おっしゃるとおりでございまして、先ほどのシャープシューティング等もですねそういうプロフェッショナルの皆さんに活用していただきながらという事で進めてまいりたいと考えているところです。

平林議長

よろしいですか。はい。ほかいかがでしょうか。じゃあ中村委 員。

中村委員

ジビエに関してお伺いしたいんですけども。管理は良いと思う んですけども実際に利用されている量というのはほとんど皆無に 等しいのかなと思うんですけども。私ども障害を持っている施設 では、今、何施設かはシカの例えばハンバーグとかで使ってくれ るところもあります。でもやっぱり、肉の品質が良くないのと安 定しないというのがあるんですけども、それと後値段的に言っても、100 円とかもも肉でも 220 円という細かい値段ですけども、それくらいの値段でこちらの方で仕入れさせてもらう、そこで管理していくという上では、まだ広まっていないという部分も含めて普及が出来ないというのが実際だと思うんですけども。障害を持っている施設の中でもそれを犬のエサにしようと頑張っているところもあるんですけども、そこも上手くどこまで進んでいくのかなというのはあるんですけども、そういう中でこれからの議論に関して、県も獲っていく以上は山に放ってしまうというよりな形で進めていくのかということを教えていただければ助かりますし、私どももまだ機材も揃えてまいりますので、そこの次の段階という事も考えていきたいので教えていただきたい。

平林議長

はい。幹事の方から説明をお願いします。

宮 鳥 獣 対策・ジビエ振興室長

はい。ジビエの利用という事でご質問をいただきましたところでございます。

県ではですね。信州産シカ肉を何とかですね利用拡大しようという事で信州ジビエ研究会というところもありますが、官民あげて取り組んでいるところでございます。

実は本日4時から知事が記者会見いたしまして、イオンさんの 店舗でですねシカ肉を販売するという取組が始まろうとしており ます。県内に22食肉を加工できる施設がある訳でございますけれ ども、最近出来た施設が多くてですね、ここ3年でそのうちの9 施設が出来たという事で、県としては供給体制をしっかりしてい くということを1つ取組んでいきます。もう1つ品質ですね。や っぱり野生の肉なので衛生の問題があるということで、認証制度 というのを作りましてですね、県とジビエ研究会がしっかり検査 してですね、安全に処理しているところを認証する制度というの を初めております。今後は平成26年の2月から初めまして、現在 3施設、昨年度末と今年5月とですね立て続けに認証をしてです ね、こちらの方もどんどん増やしていきたいと考えているところ でございます。先ほどの捕獲頭数のところで 30,000 頭 40,000 頭 捕獲しているという事を申し上げましたが、実際のジビエとして 利用できているところは、1,500とか2,000頭とかいうレベルでご ざいます。非常に少ないと考えておりまして、これを何とか増や していきたい、また信州の名物としてですね是非これを活用する、 地域資源として活用してですねいきたいという事で、今後もこの ような形でですね、しっかり取り組んでまいりたいと考えている ところでございます。

平林議長

はい。よろしいですか。はい。どうぞ。

中村委員

よく海外では、シカを半年くらい肉を安定させるために飼って 出すという形があると聞いてますけども、これから先の段階とし て、そこまでは出来ないかとは思いますけども、もう何年か先そ のような形にもつながるのかどうかということはどうなんでしょ う。

平林議長

はい。じゃあよろしくお願いします。

宮鳥獣対 策・ジビエ振 興室長

海外もそうですし、北海道はですね、エゾシカをやってですね、 生きたまま生け捕りにして囲いわな等で捕まえてですね、何か月 飼って出荷するというような体制が出来ておりまして、長野県に 比べますと40倍くらいの出荷量があるということでございます。 長野県としては、そこまでの体制に持っていくのは難しいもので ございますので、当面は、35,000頭の内1,600頭でございますの で、その頭数を出来る限り増やしていくという事で対応してまい りたいと思っております。きちんと処理したシカ肉であればです ね、必ずしも蓄養しなくてもですね、十分美味しいということで ございますので、その点をしっかり追及してアピールしていきた いと考えております。

平林議長

よろしいですか。はい。他いかがでしょうか。はい。じゃあ、 才川さん。

才川委員

すいません。ちょっと内容が戻ってしまうかもしれないんです けども、先ほどから何度か出ていました捕獲する銃の扱い方とい うか猟師さんの人数が減ってきているという段階で、その方たち に確かに技術を上げてもらうという事も大切だと思うんですけど も、実際に高齢化も進んでいるという中で、新しく銃を扱える人 たちの育成というか、今どれくらいの方達が実際関わっているの か、どうしてもこれだけ捕獲は出来ていても、実際猟師さん達の 動向というか動きはどうなっているかなというところが少し気に なっていましたのでお願いします。

平林議長

じゃあ、説明をお願いします。

宮島 獣対 脚本长

狩猟をして野生鳥獣を獲るには、毎年度狩猟者登録というもの 策・ジビエ振 | をしていただいて、狩猟税を払っていただかないといけません。 その人数がですね、大体 6,000 人位。これについては、近年は大 体横ばいでございます。先ほどの話で銃の方が減った一方でわな の方が増えているという事で均衡を保っているような状況でございます。いずれにしろですね、銃の方は高齢でもう辞める方が続々出てきているという中で、新しい人を入れないことには数はジリ貧になってしまうということでございますので、県の方では昨年度からですねハンター養成学校というのを始めましてですね、狩猟の経験が全く無い方とかでもそういうものに興味があるという方を積極的に掘り起こしてですね、狩猟者に育てていくという事で、昨年度50名ということで募集しましたが90名応募がございまして、70名入校していただいて育てました。今年も引き続き、今度定員を70名に増やしまして取組を進めているところでございます。

平林議長

よろしいですか。はい。他にいかがですか。はい。じゃあ。太 田委員。

太田委員

私はわなの免許と銃の免許を持ってます。銃は免許を取っただけで、その先警察の方にはまだ行ってなくて、結局料金もかかる、かなり高いんですね。後、県が一生懸命取りましょう取りましょう、銃を持ってくださいというんですけども、実際警察は取らせたくないというのがすごくて、どんどん厳しくなってしまう。銃をしゃあ譲渡するのが難しくなっているという状況ですので、そこの辺りをもう少し改正するわけではないですけども、何か恩恵みたいな形というのは難しいかもしれませんけれども、何か少しもうちょっとお互い連携して上手く取れるようになっていったらいいんじゃないのかなというのは実際動いていて感じます。県として例えば警察に働きかけるということは出来るのでしょうか。

平林議長

はい。じゃあ、お願いします。

宮 鳥 獣 対 策・ジビエ振 興室長

県庁の中にですね、野生鳥獣被害対策本部というものを設置いたしまして、これ知事がキャップとなってまして、9つの部局等が連携をしております。その中に県警本部も入っておりまして、被害対策に向けてどうしたらいいかという部分については、一緒になって考えて行動している風に認識しております。また、個々の銃に関わる問題がありました場合は、そういう組織の中ででも協議をして、検討しているところでございます。おっしゃるとおり、銃の所持というのはですね、必要不可欠な分もございますが、一面では無法な者が持つと危険があるという事でその辺の折り合いが大変重要だと考えておりますけれども、善良な狩猟者の皆さんがですね社会の為に有害な鳥獣を捕獲をするという部分についてはですねなるべく支障が無いといういう形でですね、県警

の方とも話し合っているところでございまして、具体的な支障に ついてはですね、個々に一つ一つ解決の方法等についても協議し て改善してまいりたいと考えているところでございます。

平林議長

はい。よろしいですかね。もし、またご意見があるようでしたらまた1週間以内位にメールで事務局に出していただきたいと思います。「もしどうしてもここで」ということがあればですけども、よろしいですかね。

それではですね、この案件の取扱いにつきまして、お諮りいたします。本件につきましては、幹事からの説明にもありましたように、更に専門的に検討していく必要があると思われますので、平成27年4月に林務部で設置している特定鳥獣保護管理検討委員会において調査・検討を行い、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議をしていただくことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。なお、更にご意見が有る場合は今私の方で申し上げた通り、1週間を目途に事務局の方に提出していただきたいと思います。

それでは、この案件につきましては、そのように決定したいと 思います。

次に、審議事項(ウ)「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」の諮問でございます。

本件は、本年 10 月 31 日に存続期間が満了を迎える「鳥獣保護区特別保護地区」の 2 箇所の再指定について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第 29 条第 4 項で準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、当審議会の意見を聴くものでございます。

それでは、幹事の方から説明をお願いします。

宮 鳥 獣 対 策・ジビエ振 興室長

引続き、鳥獣保護区特別保護地区の再指定について御説明いたします。

資料3の1ページをお願い致します。

今回ご審議いただきます「鳥獣保護区特別保護地区」は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第12条に規定されている制度でございまして、同法第4条の規定に基づき、知事が策定しております「第11次鳥獣保護事業計画」に沿って、指定等の取り組みを進めております。

鳥獣保護区とは鳥獣を保護するため、鳥獣の捕獲を禁止する区域ですが、更に加えて、構造物の設置や樹木の伐採などについて、許可が必要となる区域を、特別保護地区として指定するものでございます。

今回の諮問案件は、平成 27 年度に 10 年間の指定期間の満期を迎える「塩嶺鳥獣保護区特別保護地区」及び「十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区」の2箇所を再指定するものでございます。

指定計画の一覧、指定の趣旨等につきましては、1~3に記載のとおりでございますが、詳細につきましては、それぞれの指定計画(案)の概要で説明をさせていただきます。

2ページをお願いします。

この図は、県下の「鳥獣保護区」及び「特別保護地区」の配置状況を示したものでございます。

グレーの区域が「鳥獣保護区」として、132 箇所が設定されております。この「鳥獣保護区」の中で特に鳥獣の保護繁殖を図る区域として、太線で囲いました区域が「特別保護地区」となっており、13 地区が指定されております。

今回指定を計画する2つの地区の位置は、それぞれ矢印で示したとおりでございます。

3ページをお願いします。

「塩嶺」鳥獣保護区特別保護地区指定計画(案)の概要でございます。

1の特別保護地区の内容の(1) 再指定する期間は、平成27年11月1日から平成37年10月31日までの10年間を予定しております。

(2) 指定の目的でございますが、当該地域は、八ヶ岳中信高原 国定公園特別地域との重複区域であり、鳥獣の生息環境に好条件 を備えている地区であり、塩嶺小鳥の森として広く知られ、利用 されている地区でございまして、引き続き、特別保護地区として 再指定するものでございます。

2の土地の面積等の状況でございますが、林野面積 120ha その他 1 ha であり、全て私有林となっており、変更等はございません。

3の鳥獣保護区指定区域の概況でございますが、記載のとおり標高 1,100mから 2,000mの横河川の源流部に位置する地域でございまして、特別保護地区はその南端部に位置しており、90 年生をこえるナラ等の天然広葉樹林のほか、全般には 50 年生前後のカラマツ、ヒノキ等の人工林が主体を占めています。

(3)の生息する鳥獣は、鳥類では、ヒタキ科のオオルリ等の高木性の野鳥をはじめ 28 科 110 種の野鳥が観察されると共に、獣類では、キツネ、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、テン、リスなどが生息しているところでございます。

5ページをお願いします。

「塩嶺鳥獣保護区特別保護地区」の区域図を示しております。 赤色の線で囲まれた区域が「鳥獣保護区」であり、このうち、赤 色斜線で塗られた区域が「特別保護区」として、再指定をお願い するものです。

7ページをお願いします。

再指定することに対しまして、利害関係者からの意見を予め聴取させていただいておりますが、記載のとおり、再指定について、1件の条件付賛成がございますが、全ての皆様から賛成との御意見をいただいております。

続きまして、8ページをお願いします。

「十三崖」特殊鳥獣保護区特別保護地区の再指定計画(案)の 概要でございます。

1の特別保護地区の内容の(1) 指定する期間は、同じく平成 27 年11月1日から平成 37年 10月 31日までの 10年間でございます。

(2) 指定目的ですが、この区域は、国から特別天然記念物の指定を受けておりますチョウゲンボウの貴重な営巣地となっている地区でありますことから、引き続き、身近な鳥獣生息地の特別保護地区として再指定をお願いするものでございます。

2の土地の面積等の状況ですが、名称のとおり、崖地ではありますが、林野面積3haであり、全て私有林となっております。

3の指定区域の概要ですが、夜間瀬川右岸の中野市から下高井郡山ノ内町に至る約1,600mの間の高さ10メートルから20メートルの通称十三岸の区域になります。

ケヤキ、クルミを主とする広葉樹が生立または、点在しています。

生息する鳥獣は、鳥類では、チョウゲンボウ、キジ、カラス、 キジバト、ムクドリ、オナガ生息しており、獣類では、ニホンリ ス、キツネ、ニホンノウサギ等が生息しています。

9ページをお願いします。

広範囲での位置図を示しております。赤い区域が該当の区域で す。

次の 10 ページに区域図をお示ししております。

赤色で囲まれた区域が鳥獣保護区で、13ha あり、赤の斜線部分、 崖の部分、東西に細長いこの部分が営巣地となっており、3ha を特 別保護地区として再指定するものです。

11ページをお願いします。

利害関係者からの意見については、利害関係者全ての方から賛成との御意見をいただいております。

申し訳ありませんが、1ページへ戻っていただきたいと思いま す。

4のスケジュール等でございますが、(1)の計画策定の体制につきましては、専門家による幅広い知識と専門的な見地からの検討が必要と考えられますので、「鳥獣専門委員会」を設置させていただき、御検討をさせていただければと考えております。

また、(2) の指定計画策定のスケジュールにつきましては、この「鳥獣専門委員会」による現地での検討を7月頃に行っていただき、9月には「環境審議会」へ報告し、狩猟期前の答申をいただきたいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。よろしく御審議の程、お願い申し 上げます。

平林議長

ありがとうございました。2件、この10月31日に両方とも設定期間が切れるので、再指定ということです。スケジュールとしては、本日諮問をいただいて、答申が9月、中間報告はないということですので、本日御意見をいただき、鳥獣専門委員会で審議いただいて、ということになります。

それではただいまの説明に対して、御質問、御意見などありましたらお願いします。

はい小川委員

小川委員

チョウゲンボウが、最近営巣地が減っているということですが、 把握されてますか。

情報はお持ちでしょうか。再指定された後、監視活動など計画に 入っているでしょうか。

宮 鳥 獣 対 策・ジビエ振 興室長

チョウゲンボウの営巣については、減少しているという情報はあり、直近の情報では、

二つがいしか確認できなかったと聞いています。

ただし、原因はどういうことであるのか、はっきりしておりません。崖の環境が悪くなったのかそれとも、もっといい環境をチョウゲンボウが探してしまったのか。

その辺を、専門家の意見を聴いて、検討を進めていかなければならない事項かと考えているところでございます。

平林議長

他いかがでしょうか。では中村委員

中村委員

山の鳥が減っているのか。そのなかで、松くい虫の環境とか考えると、鳥が全体的にいなくなったという現状があるのかどうかお聞きしたい。

宮 鳥 獣 対 野鳥す^ 策・ジビエ振 いますが。

野鳥すべてについての正確な状況は把握していない部分がございますが。

興室長

関係します狩猟に関する情報から言いますと、昔は、キジとかヤマドリとか狩猟の対象となる鳥獣がたくさんいて、狩猟に入ると必ず獲物の鳥を持ち帰れた。最近では鳥が非常に少なくなって、

鳥撃ちでの獲物を獲るというのは、なかなか難しくなっているということで、初心者も、山で狩猟しても成果が得られないということで、個人では中々難しい状況がある。と聞いているところでございます。

実は、ネズミとかウサギの対策としてキツネを放したことによって、鳥が減ってしまっ

たということが原因であろうと聞いているところもございます。 県では、キジの放鳥とか、環境づくりも行っておりますが、そう した部分では、出来る限

り自然の生態系が維持されるように、努めてまいりたい。そのように考えているところでございます。

平林議長

はい、よろしいですか。それでは他にはいかがですか。

それでは、今のような意見も入れて、専門的に鳥獣専門委員会 で御議論いただくことになると思いますので、進めたいと思いま す。

それでは、本件につきまして、幹事から説明がありましたとおり、さらに専門的に検討して行く必要があると思われますので、専門委員を任命していただき、調査・検討を行い、検討結果を本審議会に御報告いただいた上で、再度審議していくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

さらに御意見がある場合には、先ほどの案件と同じように、1週間を目途に事務局の方へ御意見を提出していただきたいと思います。

それでは、本件につきましては、そのように決定させていただきます。県で専門委員を早急に人選して、任命していただき、決り次第、その結果を各委員へ報告するようお願いしたいと思います。

それでは次の議題事項 (エ)「水資源保全地域の指定について」 の諮問でございます。

本件については「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」 第9条第3項の規定により、県が水資源保全地域の指定を行う に当たり当審議会の意見を聴かれているものです。

それでは幹事から説明をお願いします。

中山水大気環境課長

水大気環境課長の中山でございます。 まず条例の概要について御説明いたします。 資料4-1をご覧ください。 この条例は目的不明な土地取引により、水資源への影響が懸念されることなどを契機として、水資源の重要性に対する意識の高まりを背景に、本県の豊かな水資源を保全するため平成25年3月に制定したものでございます。

- 1(1)水資源保全地域の指定についてでございますが、知事は、水源地域のうち、その土地の所有や利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定ができるというものでございます。
- (2)区域設定の考え方ですが、地表水については取水地点及び集水区域の全部を基本とします。また地下水については、取水地点における影響範囲の全部を基本とします。ただし、影響範囲の調査が困難な場合には、取水地点から概ね1キロメートルとしてもよいこととしております。
- (3)水資源保全地域における土地取引等の事前届出制についてでございます。水資源保全地域に指定されますと、その区域内の土地取引について事前の届出が必要となります。

2ページの図をご覧ください。水資源保全地域内で土地の売買契約等をされる場合には、①のとおり、その3か月前までに県に届出をしていただきます。県はその情報を、②のとおり市町村に通知をして市町村の意見を伺います。それと同時に、③のとおり県のホームページで公表するとともに、公衆縦覧いたします。その内容や、利用目的等から水資源を保全するために必要と考えられる場合には、④以下のとおり助言や報告徴収、立入調査等の措置ができることとなっております。

現在の水資源保全地域の指定状況でございますが、小海町、 駒ヶ根市、筑北村の7地区となっております。条例については 以上です。

次に、今回諮問する内容について説明いたします。

資料4-2をご覧ください。今回、水資源保全地域の指定をいたしますのは、下諏訪町汁垂水資源保全地域でございます。 位置は下諏訪町字汁垂、次郎、土坂及び寺平の一部で、平成27 年3月11日に下諏訪町長から指定の申出があったものです。

2の指定の申出の理由は記載のとおりであり、区域設定の考え方は取水地点の集水区域について指定するものであります。

3の指定区域の概要について、4ページをご覧ください。地 形は承知川左岸に位置する傾斜地であり、指定区域は赤い線で 囲ってある部分でございます。面積は14.16ヘクタールとなり ます。この水系には汁垂水源の他に、上部に土坂及び尾掛水源 がございます。降水量のデータは図面上部の東俣浄水場の測定 値で、年間1,544ミリメートルでございます。

5ページをご覧ください。詳細地形図となります。赤丸が水

源地点、指定区域を赤線で示してございますが、取水地点の集水区域全体を指定するものです。

6ページをご覧ください。地質図であります。この地域の地質は複輝石安山岩質火山砕屑岩でございます。これは複数の輝石が含有された安山岩であり、安山岩は火成岩の一種で、地球の大陸の主成分であり、ありふれた岩石ということでございます。

7ページをご覧ください。植生図であります。スギ・ヒノキ・サワラ植林とカラマツ植林の混生地となっております。

8ページをご覧ください。航空写真でありますが、赤線で囲った部分が指定地域でございます。

9ページをご覧ください。土地の利用状況でございますが、 指定地域は山林地域であり、保安林の指定はございません。

1ページにお戻りください。3の指定区域の概要の地番と地目でございますが、3ページに記載がございます。地目上は山林や原野の他に田あるいは畑と記載がございますが、実態は主に山林となっています。

1ページ4の水源の概要でございますが、種別は湧水となっております。下諏訪町の上水道の水源のひとつでございます。 取水量は1日当たり約1,400㎡でございますが、汁垂、土坂及び尾掛水源の合計であり、個別の水量は測定しておりません。

取水率は、欄外の計算式により求めたものであります。計算には、実測値を水源ごとの計画取水量の按分で算出した推計値を用いております。湧出率につきましては、降水量の3分の1が地下に浸透するものとして算出しており、取水率は88.1%という数値でございます。

取水施設の位置、給水区域、給水人口及び給水量は記載のと おりでございますが、3水源で下諏訪町の水道の約3分の1を 賄っている状況です。

2ページをご覧ください。現地調査は、4月20日に水源の 状況や稜線の確認などを行っております。10ページに水源付 近の写真がございます。写真1の中ほど奥に、写真2の取水地 点の施設がございます。11ページは取水施設の内部ですが、 山からの湧水が勢いよく出ております。

2ページにお戻りください。関係行政機関への協議の状況であります。中部森林管理局長及び中部地方整備局長へ4月8日に協議を行いましたが、特段の意見はございませんでした。

参考資料として、条例及び基本指針の抜粋を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございま したら、ご発言願います。

別府委員

汁垂、土坂及び尾掛の水源は一体のものと思われますが、なぜ 1 つだけの申出をされたのでしょうか。

中山水大気 環境課長

今回汁垂水源が先行した理由は、平成20年に、里山整備の ため今回申出のあった区域の方々が協定を締結しており、土地 の所有者の把握が早かったため、先行して申出がなされたとい うことでございます。

中村委員

下諏訪町は水が豊かでおいしいです。下諏訪町の住民として、守っていただきたいと思いますので、ぜひ指定を進めていただきたい。

福江委員

指定されるとフェンスで囲われたり、立入禁止となるのでしょうか。

中山水大気 環境課長

指定に当たりフェンスで囲ったり、立入禁止となることはございません。指定地域になりますと、土地取引につきまして事前に情報をいただいた中で、土地取引が水源に影響があるということであれば、助言をしたり、地元の地方公共団体で土地の取得を検討するための事前情報を得ることを主眼としています。

平林議長

他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。まず、幹事の方で発言を求められておりますのでお願いします。

中山水大気環境課長

今回の水資源保全地域の指定についてでございますが、本年 3月に筑北村の栃平地域の指定について諮問した案件と同様 に、専門委員会における審議を省略し、本日の審議会をもって 答申をいただければと考えております。

専門委員会を省略することとなった経緯でございますが、水 資源保全地域の区域設定につきましては平成25年7月9日 に環境審議会の答申をいただき策定いたしました「長野県水源 地域における水資源の保全に関する基本指針」に考え方が定め てございます。

お配りした参考資料1の2ページをご覧ください。

水資源保全地域の指定につきましては、当初は専門委員会における審議を受けた後に審議会の答申をいただいていたとこ

ろでございますが、本年3月の筑北村の指定申出につきましては2(2)アの地表水の場合に該当いたしました。この場合は取水地点及び集水区域の全部を基本とするもので、知事の裁量が加わる余地がございませんので、専門委員会の審議が不要とされたものでございます。

また同種の事案におきましては、当初行っていました専門委員会の審議におきましても区域について異論が出されることはありませんでしたし、筑北村の審議をいただく際には当時の専門委員会の委員長とも相談し、同様の事例であれば専門委員会の審議は不要であるとのお話をいただいた上で、そうした取扱いとさせていただいたところでございます。

専門委員会の審議を省略することとした経緯は以上でございます。

本件も湧水であり、表流水に含まれるため取水地点及び集水 区域の全部を指定する事案であります。本日の審議会をもって 答申をいただければと考えております。

なお、これ以外の場合につきましては、当面専門委員会の審 議をお願いしたいと考えております。以上でございます。

平林議長

幹事からの説明について御意見等ございますか。

織委員

迅速な指定は大変重要ですし、この審議会がより重要な課題に集中するため、幹事の説明のとおり指定でよろしいと思います。

平林議長

幹事からは、下諏訪町長からの指定の申出における区域が、 当審議会において審議・答申した「水源地域における水資源の 保全に関する基本指針」における考え方どおりであり、今回の 審議会で答申をいただきたい旨の発言がありましたが、そのよ うにさせていただきたいと思います。

それでは、本件につきましては、下諏訪町長の申出のとおり 指定することが適当である旨答申したいと思いますが、よろし いでしょうか。

(異議なし)

平林議長

それでは、本件「水資源保全地域の指定について」につきま しては、そのように答申することといたします。

では、ここで5分程度休息をとりたいと存じます。

平林議長

会議を再開いたします。

次の議題は、審議事項(オ)「希少野生動植物生息地等保護区の指定について」の諮問でございます。

本件は、平成15年3月に制定されました「長野県希少野生動植物保護条例」に基づき、「チャマダラセセリ、オキナグサ等」について、同条例第23条第3項の規定により生息地等保護区を指定するにあたり、当審議会の意見を聴かれているものです。それでは、幹事の方から説明をお願いします。

山﨑自然保 護課長

それでは、資料5をお開きいただきたいと思います。自然保護課からお願いいたしますのは、希少野生動植物の生息地等保護区の指定でございます。資料の2にございます木曽郡木曽町開田高原末川地区で指定を進めたいというものでございます。昨年度、資料6にありますが、チャマダラセセリの保護回復計画を進める中で、この黄色で覆った地域がかなり様々な絶滅危惧種が同時に生息している極めて貴重な場所だということがわかっております。

また、この土地所有者の方は、非常に保護活動に熱心で、加えて農業的な利用も一生懸命やっていただいているということで、この方からもぜひ指定をしていただきたいと望まれている場所でございます。

資料7にもございますが、インターネット等でチャマダラセセリが生息している情報があっという間に愛好家の間で広がりまして、このチョウが発生する期間となりますと、この生息地周辺を県外ナンバーの車が多数往来するというような状況がございました。

そうしたことから、この生息地の保護区指定を長野県として 初めて進めたいというものでございます。

次ページですが、地元では元々ここは木曽馬の餌の採草のために火入れを行ってきた場所でございます。そういった習慣が残っていたことが、草原の確保とともに、草原性の希少な動植物の生息・生育に実は非常に有効であったということが分かってきております。

地元の皆さんもこの保護活動に非常に御理解いただいている状況でございます。そういった中で、保護区の設定を進めて参りたいということでございます。

条例の中では保護区の期間の設定とは設けられておりません。しかしながら、さきほどの鳥獣保護区の指定のように、例えば10年というように期間を区切りながら、その有効性を検証するような仕組というのも大事な視点かと思いますので、今

後、専門委員会で検討して参りたいと考えております。

資料3ページに今後のスケジュールを記載してございます。 本審議会におきまして、諮問を受けまして、県民からの意見募 集、また、専門委員会での検討を進めまして、7月中には答申 していただけけるように段取りを進めたいと考えております。 異議等がなければ最短で8月中には指定をしたいと思っており ます。

資料4ページをご覧ください。様々な希少種に対する地域の 保全活動を少しでも確実なものとし、持続的に取組めるように ということで、「人と生きもの パートナーシップ推進事業」 を本年度から創設しました。

その中には3つの柱がございまして、一点目は企業や都市部の皆様の支援先を開拓したいと思っております。現在、地方創生という大きな国家プロジェクトが動いている中で、そうした視点からの御支援をつながりの強化に図れるような取組を進めたいというところでございます。

その具体的な第一歩として、「人と生きものつながり創生」 全国フォーラムを木曽町で9月19日、20日と開催いたします。 この中で、具体的に企業と地域とのつながりを作るきっかけ作 り、あるいは地域の皆様が希少種の保護活動により一層、理解 いただけるような場を構築したいと考えております。

また、地域ぐるみで多様なホットスポットを監視強化できる整備を進める所存でございます。

現在、県内には50近い保護団体があり、個々の取組をネットワーク化し、更に強化していきたいと考えております。一点目の諮問案件につきましては以上でございます。

平林議長

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。

小川委員

指定後の検証はどうやって行うのでしょうか。

また、チャマダラセセリが生息し続けた場合に、将来、火入れや草刈りなどの活動が残らない可能性があります。そういったことを想定して、火入れや草刈りの技法を何らかの形で継承しておいたほうがいいのではないでしょうか。

また、8月の指定で発生時期に間に合いますでしょうか。

山﨑自然保 護課長

継承という視点は極めて重要だと考えております。この生息地は信州大学を始め、いくつかの大学の皆さんと協力関係があり、連携して検証は進めていきたいと思いますし、また、県立の林業大学校という施設が多少離れた位置にございまして、そ

この皆さんが草刈り等を公開講座の一環で協力いただけるようになっております。農家の人達にいたずらに負担を押し付けず、持続的な活動が担保できる活動はしっかり考えていきたいと思っております。

また、記録については、適度な火入れが発生に非常に役立っていると分かり、信州大学側で記録を取っています。確かな知見が得られれば、他の草原でも活用できるよう記録化していきたいと考えております。

また、発生期は2回ありますが、1回目は既に終わっており、 保護区指定が間に合わないという御指摘かと思います。生息地 は現段階で立入禁止看板などの資材を提供し、まずは個人有地 に立ち入るなという形を表示することで、私有地に立ち入れな いようにする措置は既に講じてあります。それに加え、今後保 護区の指定をして、捕獲等の制限を行いたい。

別府委員

鳥獣保護区との違いはどうなっているのでしょうか。規制の違い、基準の違い、環境省の国立公園の特別保護区との違い等、 非常に色々な規制が重複しているところもございます。特に鳥 獣保護区との定義の違いを教えてほしい。

山﨑自然保 護課長

鳥獣保護区の指定は、鳥獣保護管理法に基づいて、一定の生息地の鳥獣の保護増殖を一定の期間の中で図るというのが主旨ですが、私どもの保護区指定は希少野生動植物保護条例に基づいて、希少種が生息していることが確認され、かつ保護区の設定が有効だという場合に限り、その希少種が保護増殖できる環境を担保するために指定するもので、生物の保護という部分ではかなり似たような面はありますが、鳥獣全般と比べると、この条例は希少種であり、レッドリスト上、明らかになっている中で特に保護するものに限って指定を進めるものだとお考えいただければと思います。

別府委員

鳥獣保護区と必ずしも重複しない場合もあると考えていい ということでしょうか。

山﨑自然保 護課長

今後保護区の指定が有効だと分かり、指定を進めた場合、鳥獣であっても、貴重な鳥獣の生息範囲を保護していこうと地域から了解いただければ、指定の重複はあり得ると考えられます。

太田委員

資料2ページで、写真で立入禁止となっていますが、保護区 に指定された場合は地主ではなく、長野県という表記に変わる のでしょうか。

山﨑自然保 護課長 おっしゃるとおりでございます。

太田委員

質問の主旨は、家のすぐ裏に山があり、止め山にしています。 地主の立入禁止看板を掲げても入られ、荒らしていきます。山 菜の時期にはタラノキが切られる、折られる。キノコの時期に も入ってきて、クマ出没注意看板を掲げても入ってくるのが現 状です。チャマダラセセリのように、大事なものがあるから立 入禁止ということを前面に出さないと立入る人は減らないと 思います。皆さんの考え方が山菜は山のものだから、勝手に採 っていいという解釈をして、マナーの悪い人も多いため、今後 は環境保護、自然保護という面を押し出し、止め山にしている 理由を皆さんに分かってほしい。

織委員

希少種の保護という公共の目的と所有権という個人の財産 権が抵触する場面で、今回初のケースということで最初が肝心 であり、現在所有者の方が自然保護、希少種の保護に情熱をも っておられるということで大変ありがたいことですが、相続等 で所有者が変更することがあり得りえますので、バランスを取 った御議論を専門委員会にお願いしたいと思います。

平林議長

他に発言がないようですので、ただいま委員の皆さんから出された御意見等を踏まえ、今後更に専門委員会で御検討いただき、次回の本審議会で再度審議していただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。なお、更に御意見等がある場合は、1週間を目途に事務局の方へ提出していただきたいと思います。

なお、先ほど答申しましたアカハネバッタの特別指定希少野 生動植物の指定の検討を行うため、県では平成27年4月15日付 けで今年度の専門委員を新たに任命していただきました。

今回の諮問案件につきましては、4月に設置した専門委員会で検討されますようお願いいたします。

平林議長

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

次の議題は、審議事項カ「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」の諮問でございます。

本件につきましても、「長野県希少野生動植物保護条例」に

基づき、「シナイモツゴ」について、同条例第31条第1項の規 定により保護回復事業計画を策定するにあたり、当審議会の意 見を聴かれているものです。

それでは、幹事の方から説明をお願いします

山﨑自然保 護課長

続きまして資料6をご覧ください。希少野生動植物の保護回復事業計画の策定、対象種はシナイモツゴについて検討を進めて参りたいというものでございます。これは条例31条で根本的な保護対策を講じるため、計画を定めることができるようになっているものでございます。資料裏面をご覧いただきたいと思います。

保護の必要性、あるいは緊急性という部分を鑑みて、専門家の先生方に議論いただき、優先順位を定める中で、今まで平成18年度以降逐一保護回復事業計画を定めて参りました。昨年度は只今お話申し上げましたチャマダラセセリについて、計画を策定したわけでございます。今回はこれに続く13番目の取組になります。この計画自体がすでに平成18年度から始めていますので、もう5年以上に過ぎているということから、平成25年度からは策定計画事項について、評価検証をした上で見直しをすることを併せて進めております。

今回の対象のシナイモツゴはかつて県内に広範囲で生息が確認されましたが、最近では外来魚による捕食により、かなり減少が確認されております。また、近縁種のモツゴとの交雑も懸念されているところでございます。そうしたことから、現在長野県ではごく限られた地域のため池にのみ生息している状況になっております。

そうした中で、地域ぐるみで保護に取り組んでいる地域もございます。特に茶臼山動物園におきましては、遺伝子の保存という部分もあって、生息域外保全ということで繁殖活動に取り組みながら、地元の小学校の子供達の学習会にも開催されてきている経過がございます。

また、栄村ではシナイモツゴの生息地を地域の宝と指定し、 保護している取組みもみられるところでございます。そうした 取組の知見を踏まえながら、保護回復事業計画を専門の先生方 に御相談し、取組んで参りたいと思っております。

具体的なスケジュールは資料中の5にございますように、本日の諮問を経たうえで専門委員会、専門小委員会の先生方に議論いただきまして、11月には中間報告という形で本審議過会にまず報告して参りたい。その上で、パブリックコメント、さらには専門委員会の先生方の知見で修正を加えた上で、再びこの審議会で答申案件ということでお諮りするスケジュールで進

めて参りたいと考えておりますので、よろしく御審議のほどお 願いします。

平林議長

シナイモツゴの回復事業計画について、ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。

小川委員

シナイモツゴの生育場所が里山ということで、この種だけでなく、里山には従来から生息している在来生物がいるわけですが、そういったエリアが長野県下でどのくらいあるのかということをまず把握しておく必要があるのではないかと考えております。とりあえず前段階としては、今現在の県下の里山の状況を調べるという計画はあるのでしょうか。

それと評価検証が始まっておりますけれども、評価検証は第 三者による検証がなされる必要があるのではないかと考えま すがどうでしょうか。

平林議長

2つ御質問をいただきました。最初はシナイモツゴに関すること、もう一つは、「今まで県がこういう形で保護回復事業をやってきたことが、本当に効果的だったのか」という評価を行っています。それについてのご質問です。

山﨑自然保 護課長

まずは生息地の状況把握ですが、市町村を通じて実体を調査したところ、ため池は多数あることが分かったので、つぶさに把握して参りたいと考えております。それを踏まえて専門の先生方に諮っていけるよう事前の準備をしていきたいと考えております。

評価検証については、第三者の視点で評価するということが極めて重要で、そういった格好の仕組みにはなっており、しっかり担保が取れるよう行って参りたいと思っております。

平林議長

本種は希少野生動植物の中でも特に貴重なもので、分布に関する具体的な場所は、本資料では削ってございます。これについては、保護保全という観点から具体的な場所は示さない様に配慮してあります。先日のマスコミの発表ですと、かなり具体的な場所が掲載されており、問題であると思います。そういった点に配慮をして公表をしてもらいたいと思います。

他に発言がないようですので、ただいま委員の皆さんから出された御意見等を踏まえ、今後更に専門委員会でご検討いただき、次回の本審議会で再度審議していただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。なお、更に御意見等がある場合は、1週間を目途に事務局の方へ提出していただきたいと思い

ます。

平林議長

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。 次の議題は、審議事項キ「長野県廃棄物処理計画(第4期)の 策定について」の諮問でございます。

本件は、平成28年度からの第4期長野県廃棄物処理計画を策定するに当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5第3項の規定により、当審議会の意見を聴かれているものでございます。

それでは、幹事の方から説明をお願いします

宮村資源循環推進課長

資源循環推進課長の宮村でございます。それでは、私の方から 第4期計画について御説明をさせていただきたいと思います。失 礼ですが、着座のうえ御説明させていただきたいと思います。お 願いします。

それでは、資料フー1をご覧いただきたいと思います。

長野県廃棄物処理計画につきましては、廃棄物処理法の第5条 の5の規定に基づきまして定めます法定計画でございます。

県内における廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理を推進していくためにする計画でございます。

現在は、平成23年2月に策定いたしました第3期計画に基づきまして取組を進めているところでございますが、第3期計画は今年度までの計画であることから、平成28年度以降の第4期計画を策定するものでございます。計画期間は平成32年度までの5年間でございます。

策定の概要でございますが、現在の第3期計画の検証をし、その結果を反映するとともに環境基本計画など関連する計画との整合性を図ることはもちろんですが、廃棄物の減量化、資源化、こういった取組には県民や企業の皆様の御理解と御協力、そして具体的な取組が不可欠でございますので、県民の皆様などの日々の取組を促す県民参加型の計画とするとともに、地域の連携を支援できるような計画にしてまいりたい、と考えておるところでございます。

計画の具体的な内容は、廃棄物の減量や適正処理に関する基本的な事項でございます。策定に当たりましては、当審議会をはじめといたしまして、市町村や県民、事業者の皆様の御意見をお聞きしながら策定をしてまいります。

環境審議会での具体的な審議方法につきましては、一般廃棄物 や産業廃棄物の発生量ですとか処理量の見込みをはじめといたし まして、リサイクルの推進や適正処理の確保などにつきまして多 方面から御検討いただく必要がございますので、各方面の専門家 や学識経験者で構成をする廃棄物専門委員会を設置をして、御審議をいただきたいと考えてございます。

次に資料7-2をお願いいたします。策定スケジュールについてでございます。本日、環境審議会に諮問をさせていただきました。

先ほども申し上げましたように、当審議会におきまして専門委員会の設置について御了承をいただけたら、6月以降専門委員会で御審議をいただきます。

11 月には中間とりまとめのうえ、当審議会に中間報告をさせていただきまして、御意見を賜るとともに、市町村への意見照会、県民・事業者の皆様へのパブリックコメントの募集を行ってまいります。

これらの御意見を検討致しまして、計画に反映をさせた上で、 来年1月には専門委員会からの最終報告を受け、当審議会で再度 御審議をいただきまして、知事への答申を受けまして、2月を目標に計画を策定、公表してまいりたいと考えておるところでございます。

次に資料7-3をお願いいたします。

廃棄物処理計画は第4期につきましては、今のところ白紙の状態ですが、具体的にどんな計画かイメージをしていただくために 資料として第3期計画の概要を添付してございます。

詳しい説明は、3期計画ということで省かせていただきますが、 1ページ目にありますように廃棄物の総排出量などの現状を把握 したうえで、2ページの所にございます最終年度における数値目 標を設定するとともに基本目標を設定をいたします。3ページに ありますように、それぞれの各自治体の協働と期待される役割を 記載した上で、4ページ、5ページにありますように具体的な取 組の内容などについて記述をしてまいるということになろうかと 思います。

次に資料7-4をお願いいたします。

第3期計画の進捗状況及び期間中の廃棄物の状況等について申 し上げさせていただきます。

まず一般廃棄物につきましては、平成 22 年度におきまして 68 万トンであった総排出量を 27 年度には 62 万トンに減らすことを目標に取組を進めてきたところでございます。

下のグラフをご覧いただきたいと思います。棒グラフが総排出量を示すグラフでございますが、平成 22 年度以降 24 年度まで総排出量は横ばいの状態でございましたが、25 年度に減少をいたしました。

一般廃棄物につきましては、市町村の皆さんが中心となりまして、ごみ処理の有料化ですとか分別収集の実施、あるいは住民の

皆さんへのごみ減量の呼びかけなどを行ってきたところでございます。

また、県といたしましても「レジ袋削減スクラム運動」ですとか「食べ残しを減らそう県民運動」に取り組んできたところでございますが、平成27年度の目標達成は厳しい状況だと認識をしてございます。

しかし、グラフの折れ線グラフで一人一日当たりの排出量をお 示ししてございます。

下段にある長野県の状況ですが、長野県の25年度におきますー 人一日当たりのごみの排出量は847グラムでございます。

これにつきましては、全国で少ない方から第2位という状況で ございまして、市町村の皆さんや県民の皆様による取組の成果で あるというふうに認識をしてございます。

市町村の皆さんにお話をお聞きすると、すでに様々な取組を行ってきておる中で、手詰まり感を感じている面もあるようでございます。

私ども県に対しまして優良事例などの情報提供ですとか、あるいは近隣市町村との情報交換の場の設置を求める声も聞かれるところでございます。

裏面をお願いいたしたいと思います。

次に、産業廃棄物につきましては、平成20年度におきまして370万9千トンであった総排出量を27年度には360万トンに減らすことを目標に取組を進めてきたところでございます。

下のグラフをご覧いただきたいと思います。

先ほどと同じように棒グラフが総排出量のグラフでございますが、残念ながら平成15年度以降、総排出量は増加傾向にございます。

産業廃棄物につきましては、県におきまして、排出事業者の自主的な取組を支援するためのセミナーの開催ですとか、年間の総排出量が500トン以上の排出事業者の方から産業廃棄物の現状ですとか処理に関する計画の策定、及び実施状況の報告を求めるなどの取組を行ってきたところでございますが、平成27年度の目標達成については、やはり苦しい状況だということでございます。

増加の主な原因につきましては、棒グラフの白い部分、これは 汚泥でございますが、この増加によるものでございます。

下水道が普及をする中で、下水道の処理人口の増加、こういったものに伴いまして汚泥の排出量が増えていったものと認識をしてございます。

次に不法投棄の発見状況について申し上げます。

各市町村ではポイ捨て等防止に関する条例の制定ですとか、あるいは防止看板の設置、あるいは監視連絡員の設置などの取組を

行っておるところでございます。

県におきましても、100人の皆さんに不法投棄監視連絡員のお願いをいたしまして、パトロールを行っていただいたり、職員による夜間監視などを実施するとともに、不法投棄ホットラインですとか、各種団体との通報協定などを行っていただいて、情報の収集、多くの県民の皆様にごみ拾い等に御参加をいただくことによりまして、意識啓発などを行っておるところでございます。

これらの取組ですとか、あるいは平成23年7月にテレビの地デジ完全移行をしたわけですけれども、それに伴いまして、テレビの不法投棄が一時的に増加をした関係から22、23年あたりで不法投棄が増えておりますが、その後、24年、25年と不法投棄については減少傾向にございます。

4番目として県民総参加による行動計画の状況について記載を してございます。

これらの個々の取組につきましては全て目標を達成した状況にございます。

いずれにいたしましても、今申し上げたような廃棄物の現状ですとか、3期計画での取組の効果あるいは成果、さらには今後の取組のあり方、こういったことにつきまして、専門委員の皆様方をはじめとして関係の皆様方の御意見を伺いながら検討を行いまして、第4期計画を策定してまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

平林議長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら御発言願います。

西澤委員

御説明ありがとうございました。現状ということで資料を見させていただきますと、一般廃棄物とそれから企業が排出する産業廃棄物、これが一般廃棄物に対しまして、約5倍から6倍の廃棄量ということで、現状数値があると思いますけれども、そういう中で、やはり排出事業者である企業の役割というものが、非常にここに対して重責を担っていくものと思います。

ただ、平成20年、リーマンショックの直後でございまして、経済の大変冷え切った直後の数値を見させていただいておりますが、やはり今、景気が非常に好転してきておりまして、企業も、経済的な数値も非常に上向き加減であります。

そうすると、廃棄量とそれから抑制をしていく廃棄物の数値と が非常にアンバランスになるという部分があります。

そういうところも鑑みていただいて、経済指標との関連性を専

門委員会でも検討していただいて、計画数値の設定ところに、また織り込んでいただければなというふうに思います。

平林議長

そういうことでありますが、何かコメントあればお願いします。

宮村資源循環推進課長

おっしゃるとおり、廃棄物の発生量につきましては、経済動向にかなり密接な関係があると認識をしておるところでございます。

その辺も含めまして、専門委員会の委員の皆様方に今後そうい うことも踏まえていただきたいというふうに思っております。あ りがとうございます。

平林議長

他はいかがでしょうか。では、中村委員さんどうぞ。

中村委員

ちょっとお伺いしたい部分があります。

汚泥の部分でちょっとお伺いしたいんですが、増えているということで、例えば下水道の関係で骨材利用とか、あと肥料利用とかそういう形で前は確か動いていたような気がしたんですが、今の現状はどうなんでしょうか。

宮村資源循環推進課長

汚泥につきましても、堆肥化ですとか、そういった取組を今でも進めてございます。

ただ、汚泥の場合は、水分を含んだ状態での重さが排出量になります。

汚泥は脱水することによりまして、95%位、減量化されまして、 残りが、最終的に処分するですとか、骨材化するですとか、堆肥 化するということで、その量自体は全体に比べれば、5%程度と いうような中で、そうした取組を十分に進めてはおる状況ですが、 なかなか総排出量という中で見ますと水分量が多いことに伴って 排出量が増えているというふうに認識をしております。

おっしゃるとおりそういった取組については十分大切なことで すし、取組はさせていただいております。

平林議長

よろしいですか、他はいかがでしょうか。それでは、私のの ほうから何点か発言させていただきたいと思います。

まず一つ目は、やはり平成27年度の目標があって、25年度の 実績等々で、なかなか目標値に至ってないというところで、第 3期の問題点の洗い出しをきちんとやっていただいて、それを 第4期にぜひ反映させていただきたい。

2点目ですけれども、先ほど説明いただいたように、市町村 ごとに努力をされてこういう結果になっているので、データを 市町村ごとにまとめて示してみてはいかがでしょうか。やはり 県全体というかたちで、大くくりにしてしまうとなかなか実態 が見えてこないので、もう少し実際に動いている単位で、指標 を作るなり、表現を考えるなりしていただきたい。そのあたり を是非、専門委員会で御検討いただきたい。

それから最後に、「資源循環推進課」で作っている資料の裏が白というのは問題でしょう。裏表印刷をしましょう。次回は裏表印刷していただいて、他の課で裏の白い物が出てきたら、「それはまずいでしょう」と注文をつけていただきたいということです。

そうしましたら、他にいいですか。御意見はありませんか。 よろしいですか。では、他に発言が無いようですので、この案 件の取扱いについてお諮りしたいと思います。

本案件につきましては、幹事からの説明もありましたように、さらなる専門的意見等を聞く必要があると思われますので、専門委員を任命して、さらなる検討を行い、検討結果を本審議会に御報告していただいた上で、再度審議をしていただくこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

なお、さらに御意見がある場合は一週間を目途に事務局へメールで提出していただきたいと思います。

それでは、本件につきましては、今のように決定させていただきたいと思います。県で専門委員を早急に人選・任命していただき、決まり次第、結果を各委員へ報告するようお願いいたします。

平林議長

次に報告事項(アの「長野県環境影響評価条例の改正について」でございます。

長野県環境影響評価条例については、長野県環境影響評価技術委員会に専門委員会議を設置して、法改正への対応や、大規模太陽光発電事業の対象事業への追加等について、条例改正の検討が行われていますが、本日はその状況について報告していただきます。

それでは、幹事の方から説明をお願いします。

久保田環境 政策課長

環境政策課の久保田と申します。条例改正の話をする前に、 条例の概要について説明したいと思います。資料8参考資料を 御覧下さい。

1番の「環境影響評価(環境アセスメント)制度とは」というところで、大規模な開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際、事業者が自ら、事業が環境に及ぼす影響について、調査・予測・評価を行うとともに、事業計画、計画地及び周囲の環境に関する情報、事業の及ぼす環境影響や環境の保全のための措置などを公開し、知事、市町村長、住民などから環境の保全の見地からの意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の措置等をさらに検討するなど、環境に配慮した事業とするための手続を定めたものとなっています。

環境アセスメントやアセスと呼ばれるものであり、1つ目のポイントといたしましては、大規模な開発事業を行う際に事業者が自ら、開発による環境への影響について調査をし、その調査に基づいて予測、評価を行うということです。

2つ目としては、事業者が行う環境アセス手続は、行政や住民の参加によって、事業者自身による環境への影響に対する配慮を促し、よりよい事業計画につなげるための制度となっています。

3つ目としては、環境影響評価法という法律、あるいは長野 県環境影響評価条例が定められていますが、この法や条例は環 境影響評価の対象事業がどういったものになるかどうか、ある いは環境影響評価のやり方について述べたものです。

1ページの2番に環境影響評価制度の経緯が記載されています。昭和59年から指導要綱に基づきアセスを行っていたわけですが、平成10年に条例を制定し、平成11年6月に、環境影響評価法と長野県環境影響評価条例を同日で施行しています。

条例の方ですが、平成19年に改正を行っておりまして、その際には風力発電所を対象事業に追加しています。

2ページを御覧ください。3番の評価制度の体系ですが、条

例規則で手続を規定し、技術指針または技術指針マニュアルに おいて技術的事項を規定しております。

4番の対象事業ですが、3ページを御覧ください。左側に条例の対象事業、右側に法の対象事業を一覧にしてあります。それぞれ棲み分けをして、大規模な事業についてアセスの対象としています。法と条例の違いを網掛けの部分で示しており、法は大規模開発事業の中でも、より大規模なものを対象としています。例えば、真ん中より少し上のあたりに、工業団地造成事業があります。これを条例と法で見比べていただきたいのですが、それぞれ第1種事業というところを御覧下さい。条例ですと面積が50ha以上、それに対して法律は面積が100ha以上となり、法律の方がより大きいものを対象としています。また、法が対象としないものでも、長野県としてアセスが必要と判断した事業は、対象としています。例えば、別荘団地の造成やゴルフ場やスキー場といったスポーツ又はレクリエーション施設の建設についても県独自で対象としています。

4、5ページの5番の環境影響評価手続の流れですが、4ページで表、5ページで文言にて説明しています。4ページ②に方法書の作成とあります。これは5ページの②の記載と同一になります。方法書とは、7ページにあるような「騒音」「水で」といった対象とする環境要素について、どんな項目についてどんなり方で環境影響評価をするかということを、記載したものになります。調査や評価の方法を定めまして、固まった事業者が記さらいてまず。事業者が作成します。をして、事業者が事業を行うという流れになっています。事業者が事業を行うという流れになっています。

6ページの6番環境影響評価手続の実施状況についてです。 (1)が条例の対象事業の事例で8件、(2)が法の対象事業 でより大きい規模の案件で3件となっています。

条例の改正の中身について説明したいと思います。資料8を 御覧下さい。制度の見直しの観点や検討内容については、1番 と2番でそれぞれ(1)から(3)が対応しています。

(1)ですが、平成25年4月に法改正があり、法対象アセスについて新たな仕組みが導入されました。例えば、2番(1)①計画段階環境配慮書手続といったものですが、こういった手続きを条例にも導入してはどうかということです。

- (2)リニア中央新幹線の環境影響評価では、他の都道府県と連携して手続を進めましたが、長野県が手続的に弱いところについて見直して検討していきたいと思います。
- (3)大規模太陽光発電事業(メガソーラー)が県内でも出現してきています。従来、想定していなかった種類の開発で、森林の伐採等を伴い、環境への影響が懸念されておりますので、対象事業として検討していきたいと思います。

条例改正に伴うスケジュールが資料8の下の方に記載してあります。専門家や市町村等の意見を伺いながら、今年度中を目途に条例改正を行いたいと考えています。具体的には、長野県環境影響評価技術委員会に専門委員会議を設置し、検討してまいります。第1回目を5月21日に開催したところですが、今後の検討状況につきましては、この審議会に引き続き御報告申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご 発言願います。

小川委員

この審議会で、条例の改正について審議することは無いのか ということと、今リニアの方が始まっていますが、リニアの方 に適用されるのかということを伺いたいと思います。

久 保 田 環 境 政策課長

1点目ですが、この審議会には報告事項として報告させていただきたいと思っております。環境影響評価に関しては長野県環境影響評価技術委員会という条例設置の委員会があり、そこに専門委員会を置いて審議を行っています。

2点目のリニアにつきましては、基本的には環境影響評価が 終わっていますので、遡って適用することはないと思います。

小川委員

県にとっては大変大切な条例ですので、広く議論できるよう に県民の人への周知徹底を図っていただきたいと思います。

広報に力を入れていただきたいということと、他県と同じではなく、むしろ他県を引っ張っていくくらいの充実した内容に 是非していただきたいと思います。

久保田環境 政策課長

ありがとうございました。検討の途中経過については、環境 審議会に報告しながら進めてまいりますし、県民の方にはパブ リックコメントの形で意見を伺ってまいります。

平林議長

長野県のHPで環境アセスメントのパンフレットのPDFデータ もありますし、環境省のHPにも環境アセスメントの概要等につ

平林議長

いて載っていますので、このようなところも見ていただいて、 参考にしていただけたらと思います。

他に御意見はございますでしょうか。この案件は社会的にも 大きな注目を浴びておりますので、今後も適宜審議会への情報 提供をお願いします。

次に「温泉審査部会について」でございます。

温泉審査部会は、先ほど環境政策課長より説明がありました ように「長野県環境基本条例」第31条の規定により、当審議 会に設置されており、本日は、昨年度の温泉審査部会の審議状 況について、報告していただきます。

それでは、幹事の方から説明をお願いします。

理課課長補したします。 佐

堀 内 薬 事 管 | 長野県環境審議会 温泉審査部会の審査状況について、報告い

私は、温泉法を所管しています健康福祉部 薬事管理課 薬事温 泉係長の堀内と申します。

資料9 をご覧ください。

「温泉審査部会」は、温泉法第32条、及び県環境基本条例に基 づき設置され、温泉法による土地掘削申請や、動力装置申請など について、知事からの諮問に基づき調査・審査を行っています。

条例によると、温泉審査部会の決議をもって環境審議会の決議 とすることができるとされているため、この度、前年度の部会の 決議状況を審議会に報告するものです。

部会の委員は、2に記載のとおりです。

3に記載のとおり 平成26年度は、7月25日、12月12日、及 び平成27年3月16日の3回開催しました。

裏面をお願いします。

審査及び行政処分の件数」ですが、まず、温泉法第3条 による土地掘削について、2件の新規申請があり、うち1件を許 可答申とし、残りの1件は、申請者が提出した資料が不十分であ ったため、平成27年度へ「継続審議」となっています。

また、「不許可」が1件ありますが、これは平成 25 年度中に結

論に至らず、継続審議となっていた案件で、掘削申請地から近距離に複数の既存源泉があるため、「温泉の湧出量、温度又は成分に影響」が生じる恐れがあるかを慎重に審議した結果、不許可答申となりました。

次に、「温泉法第 11 条による増掘又は動力の許可」では、温泉 を汲み上げるために、水中ポンプなどを設置する「動力の装置」 について、2件の新規申請があり、いずれも許可答申としており ます。

ただいま説明した事項以外には、該当する案件がございません でした。

以上、ご報告申し上げます。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご 発言願います。

これは報告事項ですので、特になければ今の説明で終了にしたいと思います。

その他になにかございますか。

幹事の方から発言を求められておりますのでお願いします。

久 保 田 環 境 政策課長

先ほどの環境影響評価条例の改正の御説明の中で、検討事項の一つとして、大規模太陽光発電事業をアセスの対象とすることを申し上げました。アセスの対象となる事業は、ゴルフ場などでは面積が50ha以上とかなり大きなものが対象となっており、メガソーラーについてもかなり大きなものになるだろうと想定しています。そういった意味で、アセスの対象にならないものについて、環境保全の見地からどう対応すべきかという点については、議論があるところかと思います。

本日欠席ですが、浦野委員から、「県下に林立する太陽光パネル問題について環境政策面からのアプローチが不足していると感じている。農地問題でも一部で大きな課題となっているが、エネルギー政策面と地域環境面、さらには終了時の廃棄物問題まで、県として一定の枠組みが横串的に必要な気がする。」という御意見をいただいております。

メガソーラーにつきましては、環境、景観、防災などの面で、 周辺住民の方が懸念を持たれたり、反対運動が生じたりという 事例がある一方で、CO₂を発生させないクリーンな発電方式で あるという意味では推奨すべきものでもあります。二面性のあ る事業かと思いますが、環境審議会という場を活用させていた だきまして、次回以降に委員の皆様の御意見をお伺いしたいと 思います。議論をしやすいよう、資料を整えた上で機会を設け ていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平林議長

ありがとうございました。この場で議論する機会もいただけますので、メガソーラー等について情報を入手いただいて、御意見を出していただけるようにしていただきたいと思います。

ご質問等がなければ、以上で本日予定しておりました議事は 全て終了いたしました。

委員の皆さんから何かありますでしょうか。

以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。

司会

平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

なお、次回の審議会は7月を予定しております。日程等につきましては改めて調整させていただきます。

それでは、お気をつけてお帰りください。